

佐賀県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月七日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県条例第一号

佐賀県職員定数条例の一部を改正する条例

佐賀県職員定数条例（昭和二十四年佐賀県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「三、六五〇人」を「三、〇四〇人」に改め、同条第四号中「二四人」を「二七人」に改め、同条第五号中「二五人」を「二〇人」に改め、同条第八号中「三八三人」を「三三〇人」に改め、同条第十号中「二七人」を「二〇人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

佐賀県職員定数条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>(職員の定数)</p> <p>第二条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 知事の事務部局の職員 三、〇四〇人</p> <p>二・三 略</p> <p>四 監査委員の事務局の職員 一七人</p> <p>五 労働委員会の事務局の職員 一〇人</p> <p>六・七 略</p> <p>八 教育委員会の事務局(学校以外の教育機関を含む。)の職員 三三〇人</p> <p>九 略</p> <p>十 地方公営企業の職員 一〇人</p>	<p>(職員の定数)</p> <p>第二条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 知事の事務部局の職員 三、六五〇人</p> <p>二・三 略</p> <p>四 監査委員の事務局の職員 一四人</p> <p>五 労働委員会の事務局の職員 一五人</p> <p>六・七 略</p> <p>八 教育委員会の事務局(学校以外の教育機関を含む。)の職員 三八三人</p> <p>九 略</p> <p>十 地方公営企業の職員 一七人</p>